発達障害支援施策について

社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課地域移行·障害児支援室 発達障害対策専門官 日詰 正文



厚生労働省

発達障害者支援法のねらいと概要

Iねらい

※平成16年12月 超党派による議員立法により成立 17年 4月 施行 22年12月 発達障害が障害者自立支援法に明確化

- 〇発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 〇発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 〇発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

Ⅲ概要

定義:発達障害=自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前(乳幼児期)

○早期の発達支援 ○乳幼児健診等に よる早期発見

就学中(学童期等)

- 〇就学時健康診断における発見
- ○適切な教育的支援・支援体制の 整備
- 〇放課後児童健全育成事業の利用
- 〇専門的発達支援

就学後(青壮年期)

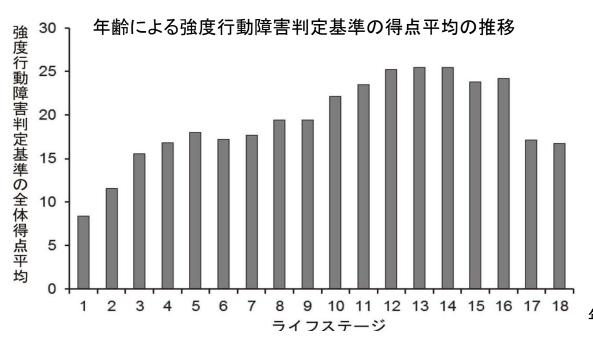
- 〇発達障害者の特性に応じた 適切な就労の機会の確保
- 〇地域での生活支援
- 〇発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター(相談支援・情報提供等)、専門的な医療機関の確保等

【国】専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等

周りの配慮(環境要因)の話

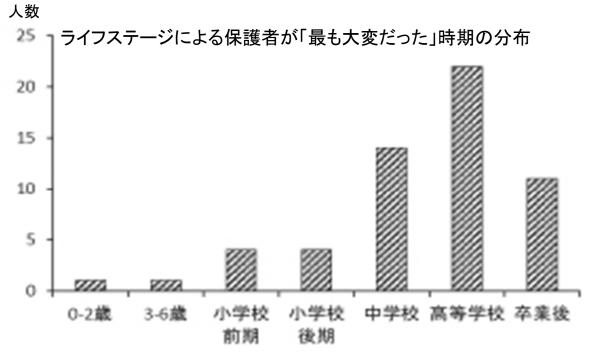
■知っていると、嫌いにならないで済む



「強度行動障害の評価基準等に関する調査について」 (平成24年度障害者総合福祉推進事業・全日本手をつなぐ育成会)



- ・特に思春期に行動障害が悪化する傾向
- ・小学校までの予防的対応が重要
- ・学校教育との連携が不可欠



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目 的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

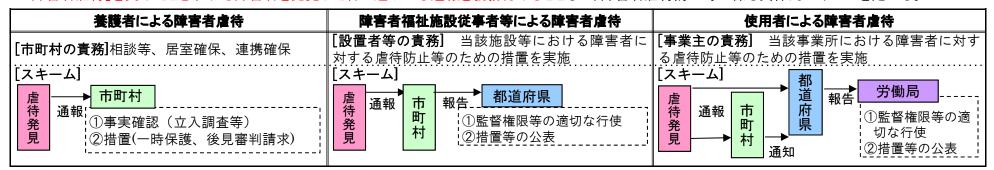
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害 者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害 者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を 受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を 講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの 法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

特性(個人因子)の話

- 見えにくいが、気づいてほしいこと

「ひきこもり」について

「ひきこもり」とは

- 〇ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)
 - ひきこもりには、確定診断がなされる前の精神障害が含まれている可能性がある。

<思春期·青年期ひきこもりケースの背景にある精神障害の実態把握>

- ・実施方法:H19~H21年度に、全国5か所の精神保健福祉センターにひきこもりの相談に訪れた16歳~35歳の方(本人の来談)184人に 精神科的診断を実施(分担研究者:近藤直司の調査による)
- ・結果:診断の確定は約8割に当たる149人、情報不足等のための診断保留が35人

第一群(統合失調症、気分障害等の薬物療法が中心となるもの)49人 (32.9%)

第二群(広汎性発達障害や精神遅滞等の生活・就労支援が中心となるもの)48人 (32.2%)

第三群(パーソナリティ障害や適応障害等の心理療法的アプローチが中心となるもの)51人 (34.2%)

分類不能1人 (0.7%)

・背景にある精神障害の診断や治療だけではなく、ひきこもりがもたらす「自立過程の挫折」に対する支援も必要である。

出典: H19~H21年度「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」 (厚生労働科学研究 主任研究者 齋藤 万比古)

わが国の「ひきこもり」の推計数

<把握の方法>

全国11地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接を実施。 (平成14年~平成17年度に、世界精神保健日本調査と合同で実施)

<調査の結果>

・対象者のうち、20~49歳の者(1,660名)の中で、過去にひきこもりを経験したことのある者 : 1.14%

・面接を受けた対象者全員(4, 134名)の中で、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯 : 0. 56%

(全国推計では約26万世帯)

出典 : H18年度「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(厚生労働科学研究 主任研究者 川上 憲人 研究協力者 小山 明白香)

【発達障害の定義】

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性 障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条)

※ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害 (平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考) ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類)

第5章 精神及び行動の障害 (F00-F99)

F00-F69	統合失調症や気分(感情)障害など			福 精 祉 神 手 帳 健	
F70-F79	知的障害〈精神遅滞〉	精神	福障知 祉害的 法者	手 療 帳 育	
F80-F89 F90-F98	心理的発達の障害(自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)小児⟨児童⟩期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など)	精神保健福祉法	発達障害者支援法	精神保健福祉手帳	

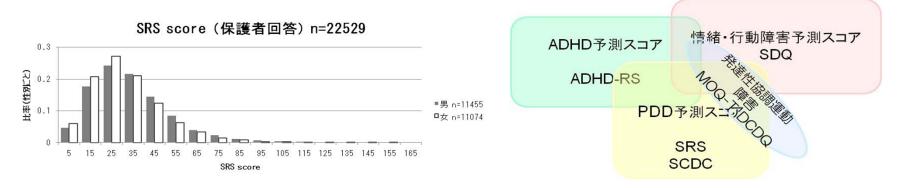
<法律>

<手帳>

対象者、関係者の多さ

一人で完結するのではなく、引き継ぎが大事

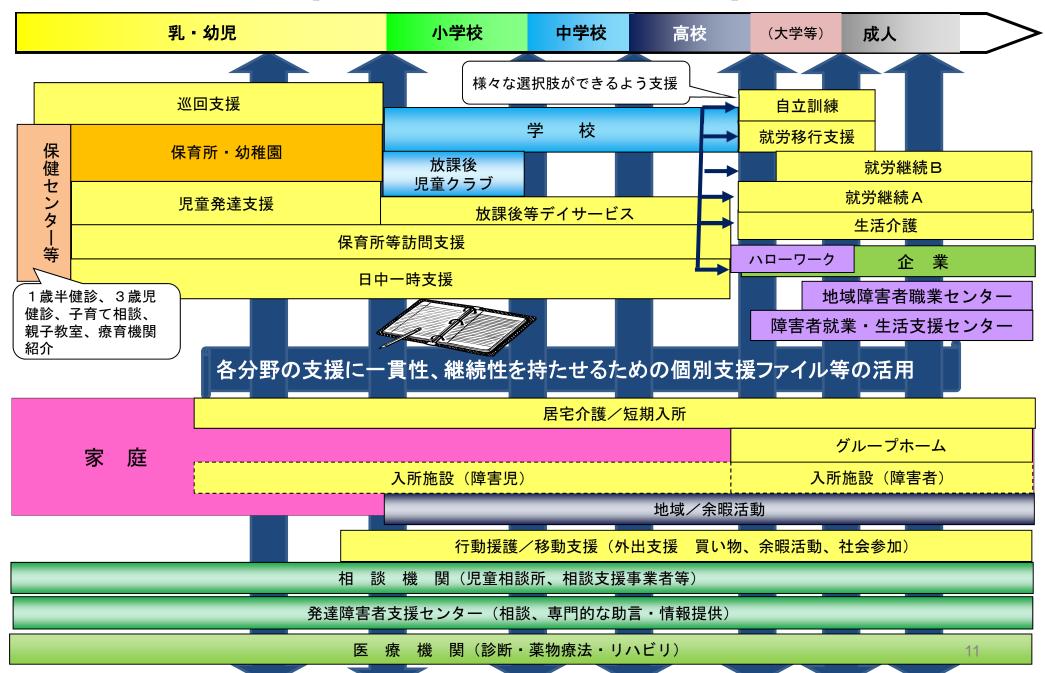
平成20-22年度 厚生労働省科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 精神障害分野 1歳からの広汎性発達障害(PDD)の出現とその発達的変化: 地域ベースの横断的および縦断的研究 (研究代表者 神尾陽子)



地域に住む子どもを対象(東京郊外の幼児、全国の通常学級在籍小・中学生)に、精神医学的面接と質問紙を用いた疫 学研究を実施した結果、次のことが明らかになった。

- ・ 今回の調査によれば、現行の国際的診断基準(DSM-IV-TR)に従って顕著なPDDの特性を示す層(有病率)は、わが国では人口の0.9-1.6%が該当する可能性がある。(この有病率は年代による差が小さく、どの年代でも同様の有病率であることが想定される。
- ・ また、この層はPDDの症状の他に不器用さ(約66%が合併)、情緒的な問題(48%が合併)、注意を向けたり維持することの苦手さ(約37%が合併)等の注意欠陥多動性障害や学習障害の症状も合併し、学齢期・青年期・成人期に至る長期的な視点での対応が必要になる。(発達障害者として支援が確実に必要となる範囲)
- ・ また、国際的に有用とされている対人応答性尺度(SRS)を用いて、顕著ではないがPDDの特性を示す者(特性の一部、もしくは全般ではあるが目立たない形で)までを捉えると、人口の約10%以上が該当する可能性がある。
- ・ ただし、子ども全体の示すPDDの特性については、なだらかな連続的分布を示すものとなるため、特定の評価点だけで障害の有無を区分する事は非常に困難で、個々のニーズ評価にもとづく支援を個別的に行う事が現実的である。

【ライフステージに応じた個別支援メニュー】



節目の話

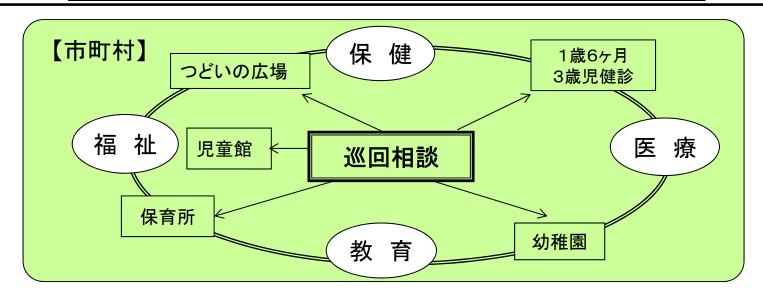
•連携は、はみ出すこと

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

- ※「発達障害等に関する知識を有する専門員」
 - 医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
 - ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
 - ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又は これに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者
 - 〇専門員は、秩父学園で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算カ所数:平成24年度:113か所→平成25年度 地域生活支援事業に統合】



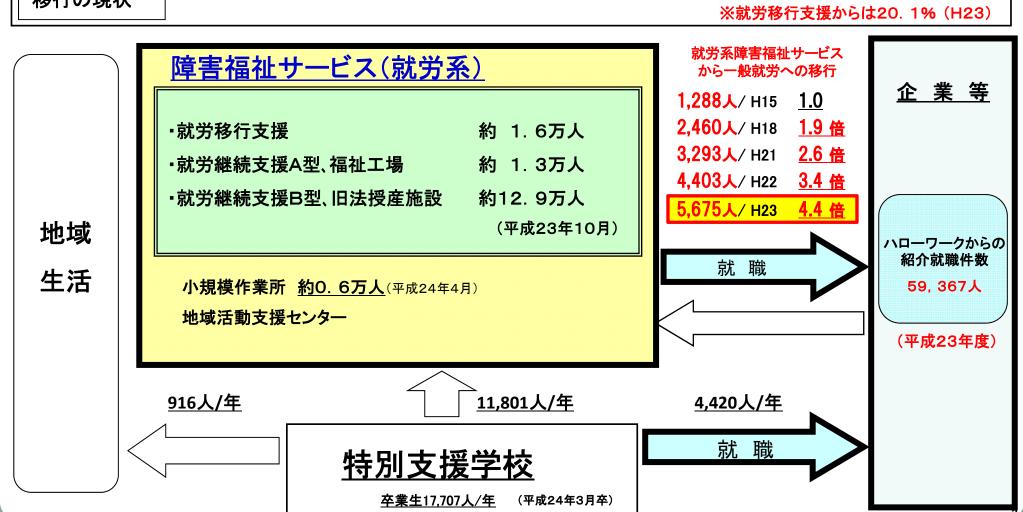
就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ

障害者総数約744万人中、18歳~64歳の在宅者の方、約332万人

(内訳:身124万人、知27万人、精181万人)

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 24.3 % 障害福祉サービスが約 64.7 %
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 1.3 %(H15) → 3.6 %(H23)



全体がつながること

発達障害者支援体制整備事業

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

厚生労働省

協働で実施

文部科学省

【都道府県·指定都市】



●調査・評価 (市町村の支援体制の 状況調査・評価)



●支援サポート 体制の強化 (市町村等の関係機関に 対する相談・助言等の サポート(巡回指導))



●検討委員会 (県内の状況把握や、ペアレント メンターの養成等の支援体制の 充実に向けて検討)



- ●ペアレントメンターコーディネーターの配置 (平成23年度~)
- ●ペアレントメンターの養成 (家族支援体制の整備)
- ●発達障害特有のアセスメントツール アの導入促進
- (M-CHATやPARS等の導入を促進する 研修の実施)

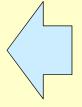
連携

【市町村】



保健 医療 福祉 関係機関等のネットワークの構築 その他

- ◆早期発見・早期発達支援体制の構築
- ◆個別支援計画の作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ペアレントメンターの活用による家族支援 等





発達障害者 支援センター



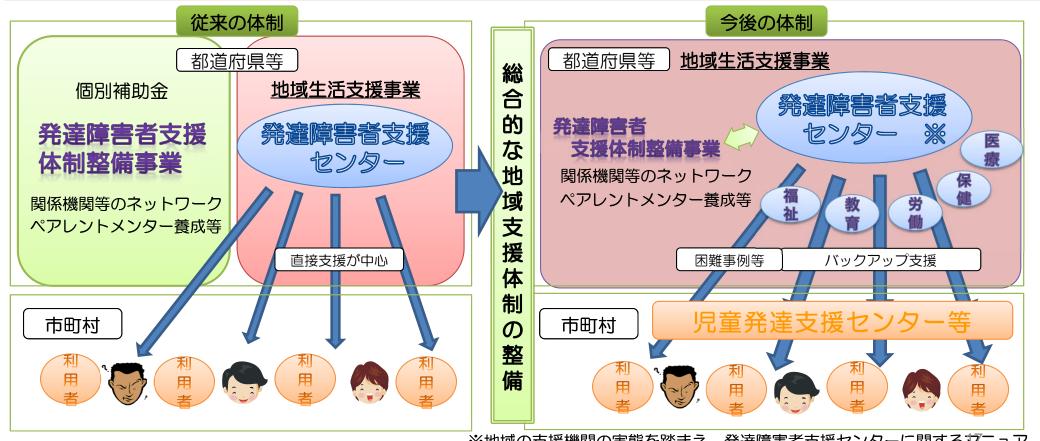
医療機関等

16

地域支援体制の充実ー都道府県

◎ 総合的な地域支援体制整備 ~発達障害者支援センターを中核に~

- 平成24年度までの「発達障害者支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニューとし、既に同補助金のメニューとなっている「発達障害者支援センター運営事業」と組み合わせることで、地域の実情に応じた総合的な地域支援体制を構築。
- ・ 地域支援体制の枠組みの中に、発達障害者支援センターと平成24年4月に施行された児童発達 支援センターや障害者支援施設等との重層的な支援体制を確保。

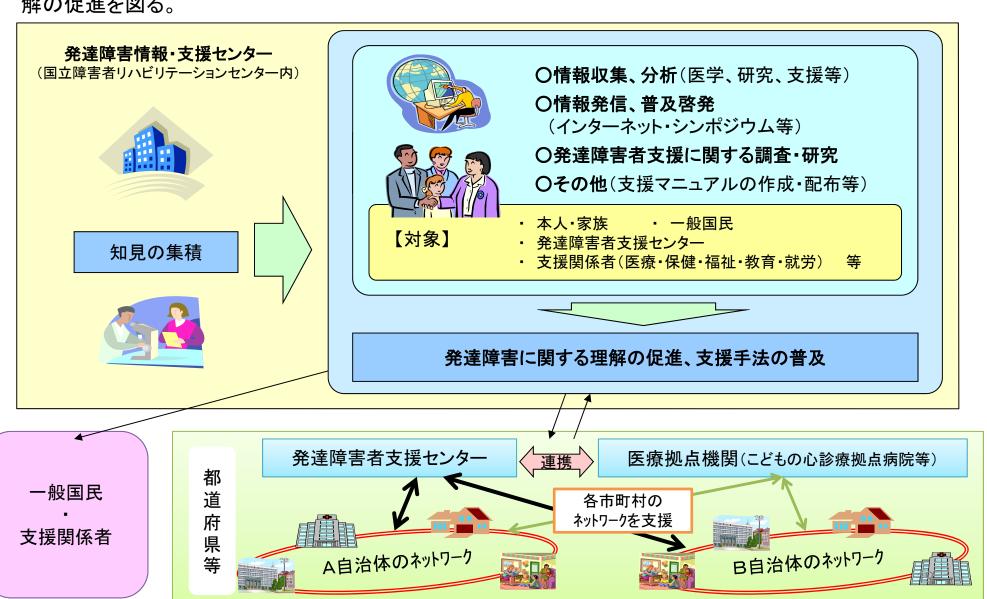


※地域の支援機関の実態を踏まえ、発達障害者支援センターに関するマニュアルを作成し、段階的にセンターの業務の標準化を図る。

参考

発達障害情報・支援センター

発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。



「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2~8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。

〇決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝う ことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

平成24年12月 第67回国連総会において、バングラデシュが主提案国である「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサスにより採択。

【啓発活動】(平成25年度 開催)

【国における取組】

- ○世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム(作品展示等)
 - ·日時 平成25年4月6日(土) 10:00~16:30
 - ・場所 灘尾ホール(千代田区)
 - •主催 厚生労働省、日本自閉症協会
 - ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- ○東京タワーブルーライトアップ
 - ·平成25年4月2日(火) 18:15~(予定) 点灯式
 - ※同日、併せて作品展示等を実施予定(13:00~)
- 〇各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナー の開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施すること により、地域住民への発達障害の理解を促進。
- 〇これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載予定。

http://www.worldautismawarenessday.jp

